

# 地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化について

令和5年（2023年）11月14日

第37回 国と地方のシステムワーキング・グループ

デジタル庁提出資料

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）】

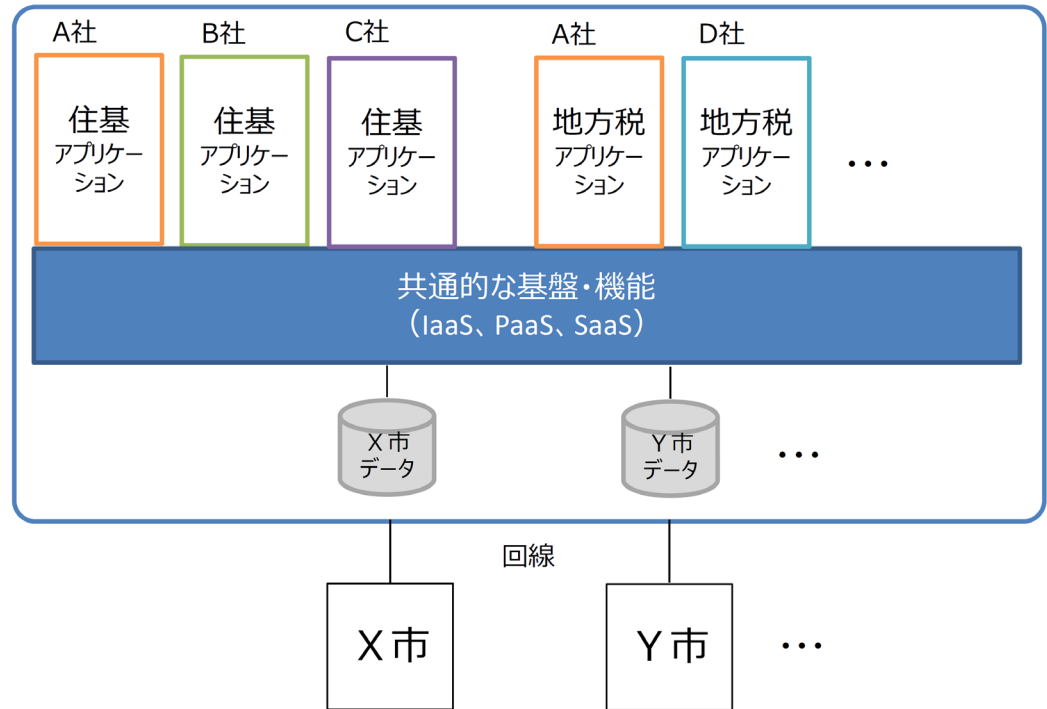
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則**全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ（略）移行**できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら必要な支援を積極的に実施する。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

## 具体的には・・・

- ① **複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択**することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ **ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用**しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、**データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合**することにより、**当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑**に行える拡張性を有することとなる。

## ガバメントクラウド

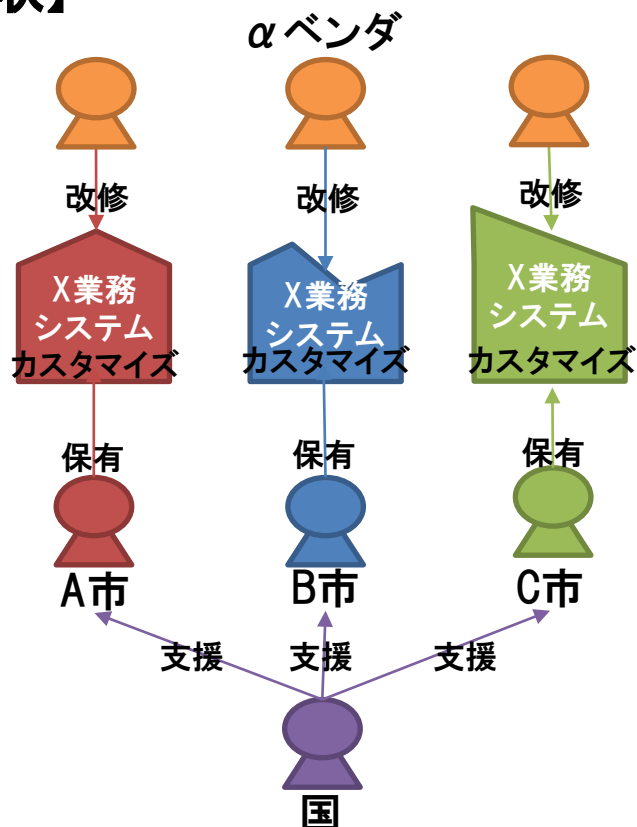


# 統一・標準化の目指す姿（1）

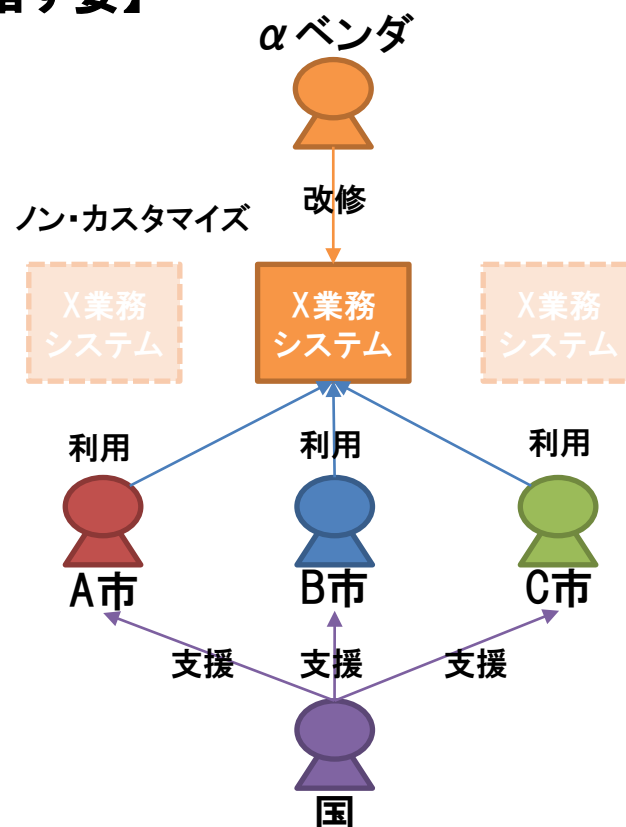
○ 【現状】カスタマイズが多いため、全体のコストが高い（制度改正の度に自ら改修が必要）。

- ⇒ 標準仕様への準拠を義務化して、ノンカスタマイズ！
- ⇒ さらに、みんなで1つのシステムを共同利用（SaaS）！
- ⇒ データ要件の標準化により、ベンダ間の移行も容易に！

## 【現状】



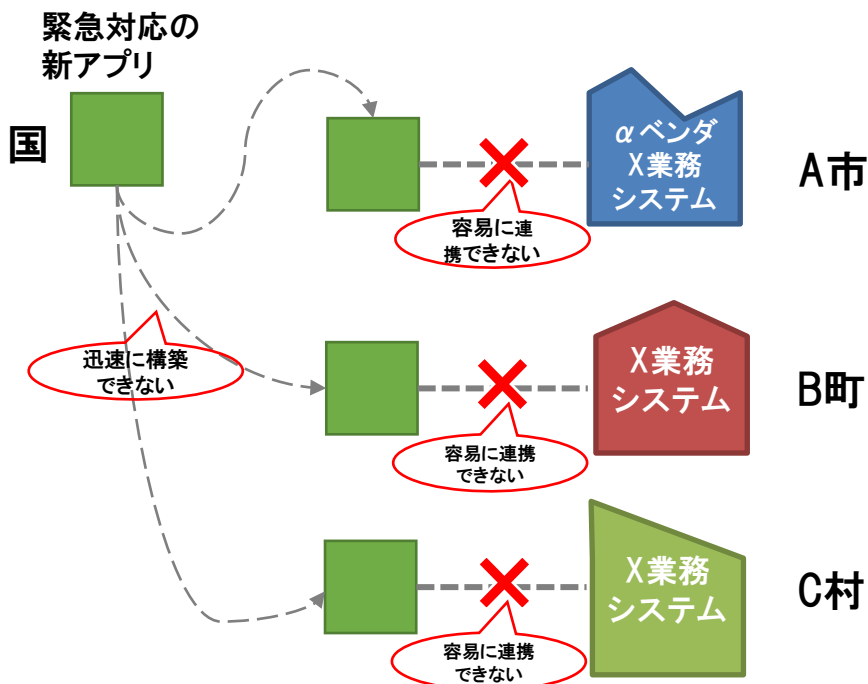
## 【目指す姿】



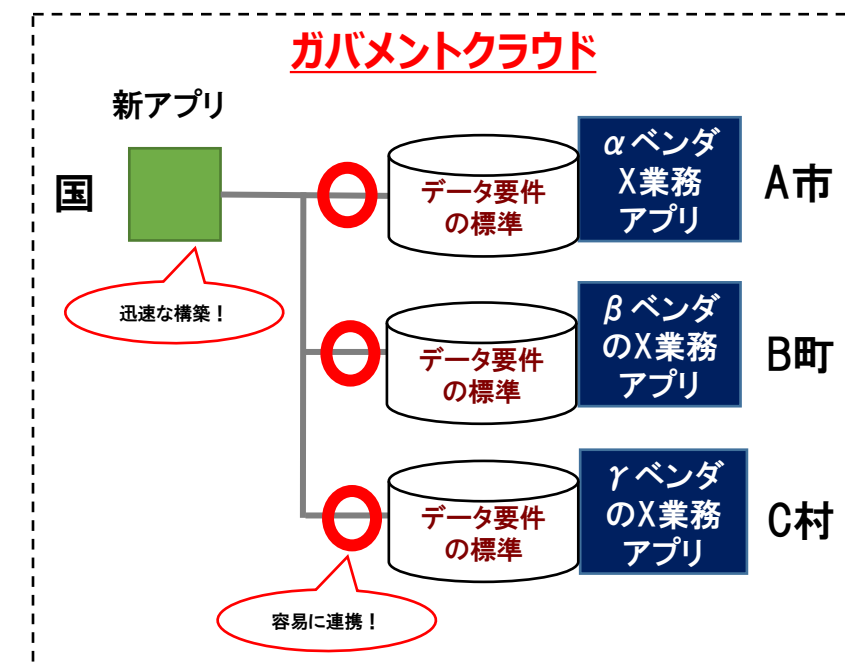
# 統一・標準化の目指す姿（2）

- 【現状】インフラが異なるため、サーバ等の構築やネットワークの設定に時間がかかる  
⇒ ガバメントクラウド上に構築することで、インフラを迅速に構築
  - 【現状】データが標準化されていないため、新アプリの展開に時間がかかる  
⇒ データ要件の標準に準拠することを義務化
- ⇒ 新アプリの全国的な横展開が、迅速かつ容易に！

## 【現状】



## 【目指す姿】



# 統一・標準化の目指す姿（3）

○ 【現状】申請が手間！（対面前提、平日のみ、記入項目が多すぎ、記入項目が自治体で異なる等）

⇒ **24時間、365日、どこからでも電子申請が可能**

⇒ 標準仕様への準拠を義務化して、**入出力項目は全国どの自治体でも同じ！**

⇒ **最小限の手間で！（デジタル3原則\*実現の観点でBPRを推進、標準仕様は継続して進化！）**

\* デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）

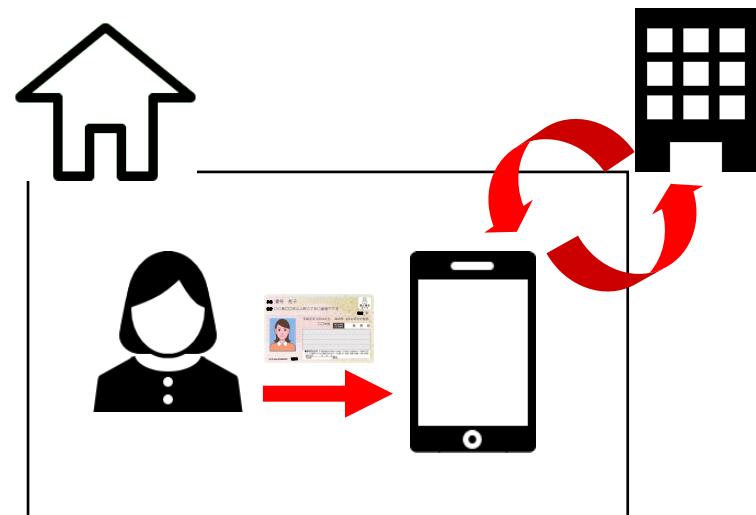
## 【現状】

- ・窓口に行かなくてはならない
- ・平日の8:30～17:00のみ
- ・記入する申請書が多い
- ・記入項目が多い
- ・記入要件が複雑でわかりにくい
- ・同じ手続でも、記入項目は自治体によりバラバラ



## 【目指す姿】

- ・いつでも、どこでも
- ・必要最小限（あるいはゼロ）の入力で
- ・全自治体が同じ



# 標準化法成立後の取組状況

- R3. 5月** 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 成立（同年9月施行）
- R4. 1月** 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する**標準化対象事務を定める政令等** 公布・施行 ※20業務を標準化の対象とする
- R4. 10月** 地方公共団体情報システム標準化基本方針 閣議決定
- R5. 3月** **標準化対象20業務(※)の標準仕様書、データ要件・連携要件標準仕様書 改定**  
(※)住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理  
**共通機能標準仕様書 改定**
- 5月** **デジタル庁に「標準化リエゾン」(※)設置**  
(※)地方公共団体の進捗確認や課題把握のため、各都道府県からの派遣職員等による支援体制
- 6月** **標準仕様書の改定・運用に関する考え方等 作成**  
**標準仕様書間の横並び調整方針等 改定**
- 7月** **事業者協議会 設置**
- 9月** **地方公共団体情報システム標準化基本方針（変更） 閣議決定**  
**移行困難システム把握のための調査等に関する地方公共団体説明会 開催**
- 10月～** **移行スケジュール・移行困難システムの把握に関するヒアリング**

# 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要（令和4年10月閣議決定）

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）**第5条**に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化**基本方針**（以下「基本方針」という。）**を定める**もの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

## 統一・標準化の意義及び目標

**移行期間**：「**2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行**を目指す」

**情報システムの運用経費等**：「**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減**を目指す」

地方公共団体における**デジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築**

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- **デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握**し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

## 施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制  
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

## 標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項  
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項  
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

## その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援  
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援  
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     先行事業 （標準準拠していないシステム）                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的に実施）                 </div>		

# 地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定の概要（令和5年9月閣議決定）

## （改定前）標準化基本方針（令和4年（2022年）10月）

- 令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した「標準準拠システムへの移行を目指す」
- デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握

## 令和4年度（2022年度）スケジュール調査

- 令和7年度（2025年度）への移行団体の集中・工数や需給ギャップの課題 が浮き彫りに

## 改定後

- 自治体は、「基幹業務システムを令和7年度（2025年度）末までに移行」することを堅持

### <POINT①> 移行集中の課題解決のため

- ⇒ システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、国は、令和5年度（2023年度）中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援
- ⇒ 課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定

### <POINT②> 新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため

- ⇒ 令和7年度（2025年度）末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保



# 地方公共団体からの主な意見

## ① 移行困難システム・移行期限・移行支援について

- 令和7年度までの移行は困難であり、期限を後ろ倒しすべき。
- 具体的な判断基準を示してほしい。自団体は移行困難システムに該当するか。
- 具体的な支援の内容を示してほしい。ベンダへの支援もしてほしい。
- 令和8年3月末までにデータ要件の適合を求めることの具体的な内容を示してほしい。

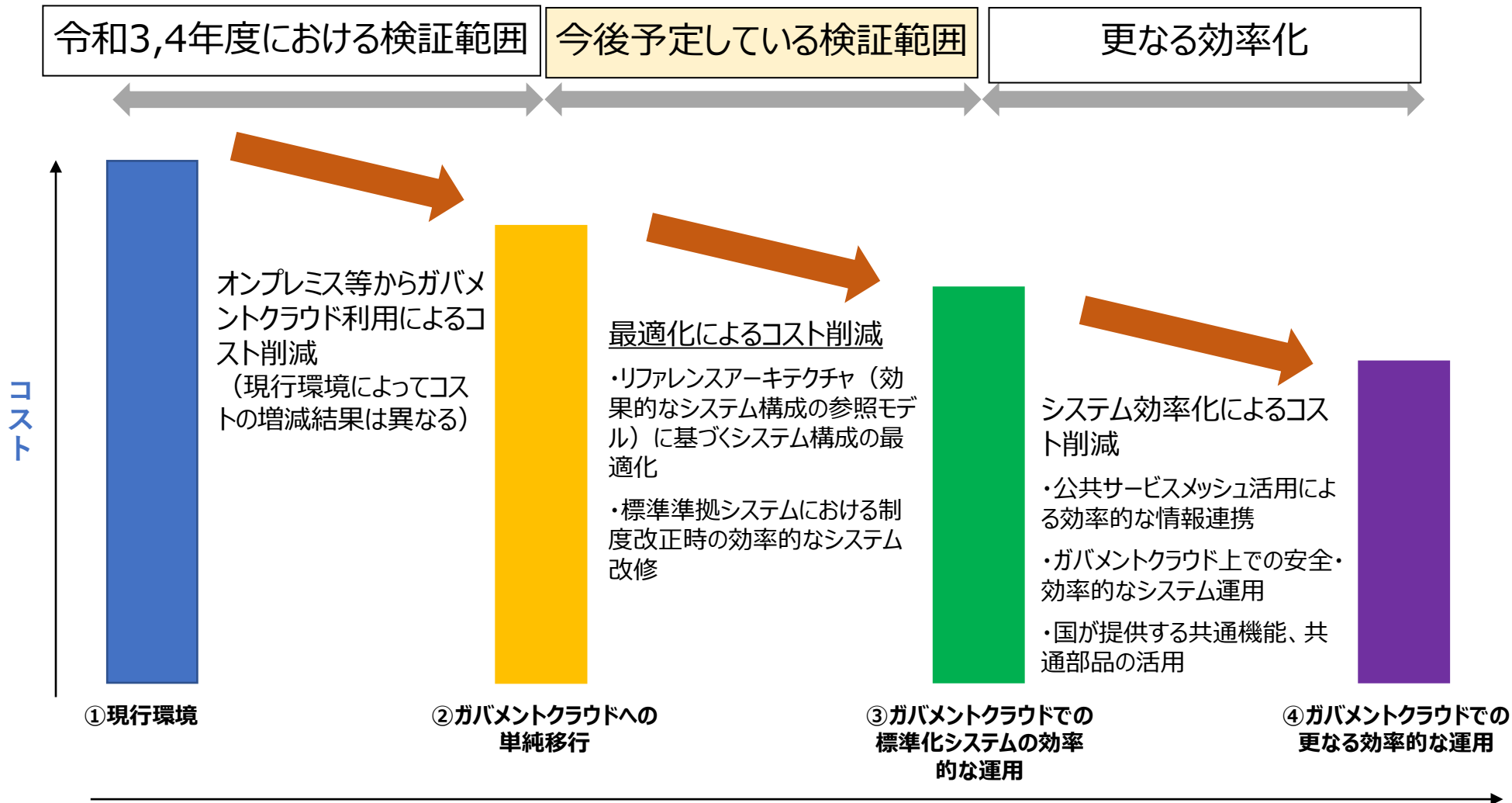
## ② 運用経費・財政支援について

- 令和8年度以降の移行となった場合も補助金の対象としてほしい。
- 補助対象の拡大や補助額の増額をすべき。
- 移行後のランニングコストが現行以上に増えないようにするための方策を講じてほしい。

※地方公共団体からの要望及び基本方針改定案の全国意見照会結果より

# 自治体システムの効率化に向けたステップ

- 自治体システムの効率化に向け、各種のガバメントクラウド検証事業を実施
- 効率化は以下に示す段階を想定
- これまでの検証では、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提とした机上検証を実施

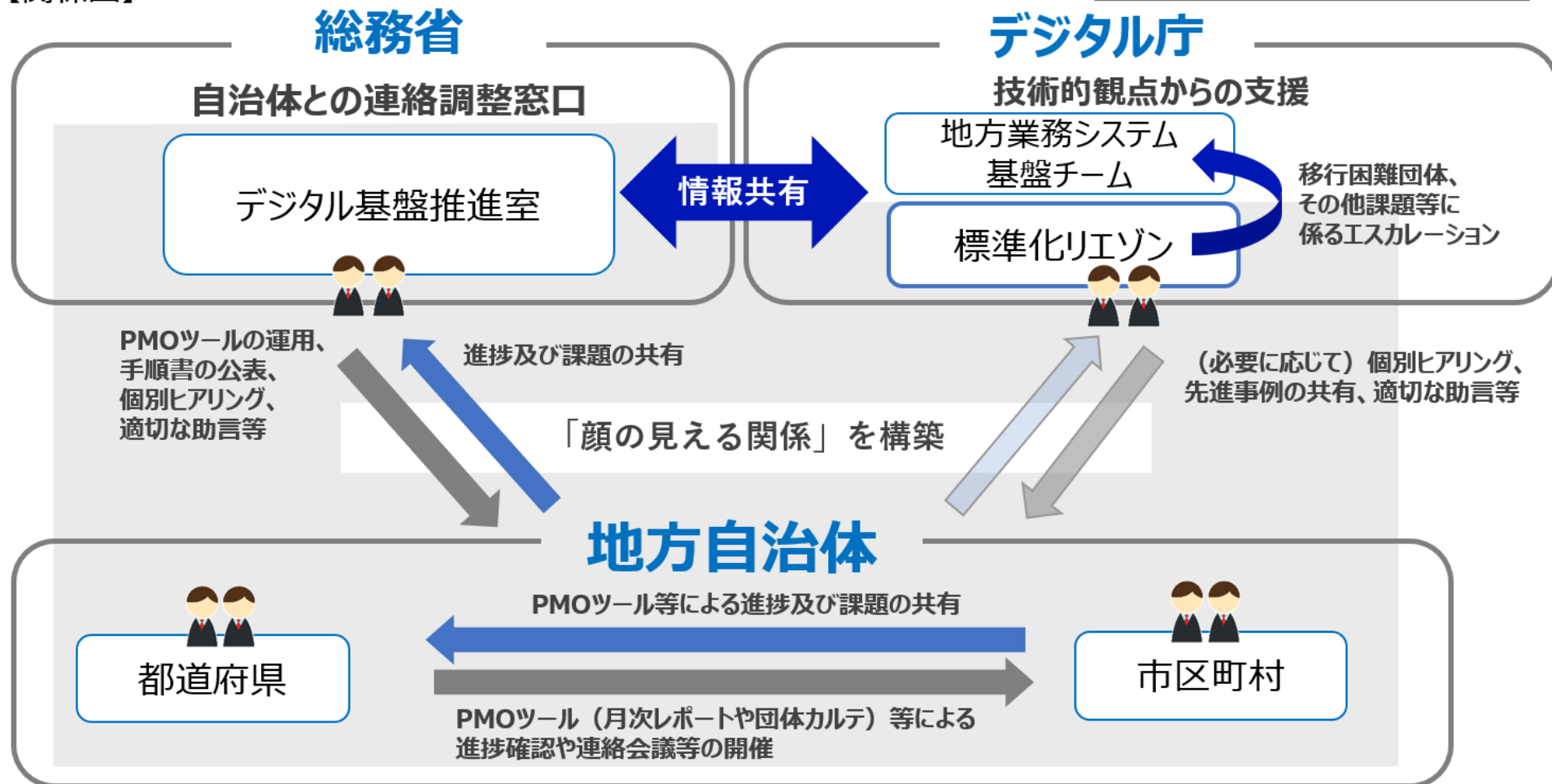


# 移行支援体制

- デジタル庁に地方自治体から出向している割愛職員から構成される標準化リエゾンを設置。
- 自治体との連絡調整窓口は、引き続き総務省が担当する。
- 標準化リエゾンは、都道府県連絡会議等により、自治体と「顔の見える関係」を構築し、都道府県連絡会議等により得た情報に基づき、移行困難支援についての橋渡しを行う。

【関係図】

(凡例) □ : 都道府県連絡会議参加者



## (デジタル庁) 標準化リエゾンの設置

- 標準化基本方針に基づく移行支援期間において、各自治体の進捗状況及び課題の把握が重要である。
- 標準化リエゾンとは、デジタル庁及び総務省が実施する自治体支援の後方支援を担う。

### 【設置の目的】

- 自治体の進捗状況や課題を継続的に確認し、移行困難自治体へのFace to Faceな支援に繋げる役割を担う。

### 【設置の経緯】

- 令和4年度末に、全ての標準化対象業務に係る標準化基準等が出揃ったところ。
- 「標準化基本方針」では、**令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付けている。**
- また、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度末までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うこととしている。
- 移行支援期間においては、標準化に取り組む市区町村の進捗状況や課題のきめ細かい把握等が必要であることから、それら市区町村の**広域調整を担う都道府県の役割が一層重要である。**

## 標準準拠システムへの移行支援について

- 標準準拠システムへの**円滑かつ安全な移行**を実現するため、デジタル庁及び総務省において、令和7年度末までの各地方公共団体における標準準拠システムへの移行を想定した作業スケジュールの目安として、以下のとおり、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」に記載の作業項目を基礎とした、移行推進マイルストーン（移行目標目安）を設定している（※）。
- 制度所管省庁と連携し、移行推進マイルストーンに基づいて、各地方公共団体の標準化の取組が円滑に進むよう、引き続き支援を実施。地方自治体においては、移行作業の安全かつ円滑な実施や、**移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了を目指す。**

（※）「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（依頼）」（令和5年5月23日付けデ社第200号・総行デ第114号デジタル庁統括官付参事官（地方業務システム基盤担当）及び総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長から各都道府県及び各指定都市担当部長あて通知）

### 【移行推進マイルストーン】

- **令和5年度中に、ベンダの選定・決定まで完了**することを目安とし、**令和6・7年度におけるベンダによるデータ移行作業等について、できる限りの前倒し**での実施を図る。

移行段階	作業内容	完了期限 (目安)	作業項目 (ステップ) ※
フェーズ0 未着手	未着手の自治体を0にする	令和5年5月末	
フェーズ1 計画立案	Fit & Gap分析による課題の洗い出し	令和5年9月末	③ - 2
フェーズ2 システム選定	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末	⑧ - 2
	ベンダの選定・決定	令和6年3月末	⑩ - 2
フェーズ3 移行	システム移行時の設定	令和6年11月末	⑬ - 1
フェーズ4 移行完了	運用開始	令和8年3月末	-

# 事業者協議会

○主催者	デジタル庁
○構成員	標準準拠システムの開発事業者 (オブザーバー：制度所管省庁、APPLIC、JISA、JAHIS)
○活動期間	令和5年7月～令和8年3月予定

【活動内容】 ハイブリッド会議により開催（年4回程度、オンラインと対面のハイブリッド開催）

- 標準化に対する情報提供、公表資料の開発者向け解説、質疑
- 構成員を対象としたアンケート結果の共有と課題・解決策の議論 等
  - ・各社の開発や移行の進捗状況や課題、移行困難自治体等のアンケート
  - ・アンケート結果を受けて、必要に応じて個別の情報交換を実施

